

## 横浜市住居表示整備事業

### 泉区和泉町 第四次地区における 住居表示の実施について

- |     |                                       |              |
|-----|---------------------------------------|--------------|
| 資料1 | 泉区和泉町 住居表示の概要                         | （参考：別紙1）     |
| 2   | 泉区和泉町 第四次地区の概要                        | （参考：別紙1～別紙5） |
| 別紙1 | 泉区和泉町住居表示計画図                          |              |
| 2   | 泉区和泉町第四次地区新町界・新町名案                    |              |
| 3－1 | 泉区和泉町第三次地区から第六次地区までの新町名に係るアンケート実施について |              |
| 3－2 | 泉区和泉町第三次地区から第六次地区の実施内容に関するアンケート       |              |
| 4   | 泉区和泉町 住居表示の今後の検討について                  |              |
| 5－1 | 第四次地区の住居表示実施に係る地元説明会の開催について           |              |
| 5－2 | 泉区和泉町住居表示第四次地区地元説明会開催チラシ              |              |

横浜市市民局窓口サービス課

## 泉区和泉町 住居表示の概要

### 1 選定理由

泉区和泉町は、かねてより住居表示実施の要望が高かった地域ですが、平成 22 年 1 月、和泉町に関係する 5 つの連合自治会町内会長の連名による、実施の要望書が提出されました。

和泉町は、本市最大の町面積（住居表示実施前の時点で 8.519 k m<sup>2</sup>）であり、住所が 7900 番台まで存在します。また、同番、飛番及び欠番が多いなど、住所の混乱が著しく、住居表示実施の必要性が高い地域であるため、平成 22 年度より、実施に向けた検討を開始しました。

### 2 住居表示検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、お住まいの方のご意見を反映させるため、平成 22 年 10 月に地域の代表者を中心に構成される検討委員会を設置しました。

検討委員は、要望書を提出した 5 つの連合自治会町内会の代表及び地域の代表、地域の関係機関である日本郵便株式会社横浜泉郵便局長、横浜地方法務局戸塚出張所長及び神奈川県警察泉警察署長としました。

### 3 和泉町の住居表示について（別紙 1 参照）

和泉町は、住居表示の実施対象となる市街化区域を中心に、平成 24 年度の第一次地区から平成 29 年度の第六次地区まで順次実施する計画です。

なお、市街化調整区域については、著しい住所の混乱がなければ、住居表示の実施対象とはならないため、現在の和泉町のままで、変更はありません。

（参考）

	住居表示実施以前	第一～三次地区実施後
和泉町の面積	8.519 k m <sup>2</sup>	6.854 k m <sup>2</sup>
和泉町の住居表示実施対象面積	約 2.6 k m <sup>2</sup>	約 1.2 k m <sup>2</sup>
和泉町の世帯数	約 20,000 世帯	約 13,000 世帯

## 泉区和泉町 第四次地区の概要

### 1 泉区和泉町第四次地区について

#### (1) 位置

別紙 1 参照

#### (2) 対象面積及び世帯概数

面積 0.437 k m<sup>2</sup> 世帯概数 2,700 世帯 (事業者含む)

### 2 検討経過について

第四次地区の新町界・新町名案は、泉区和泉町住居表示検討委員会で平成 24 年 9 月から平成 26 年 12 月まで計 13 回の検討を重ね、決定しました。

#### (1) 新町界案について (別紙 2 参照)

横浜市住居表示整備要綱 (関連法令 7) の住居表示整備基準に基づき、恒久的でわかりやすい道路を町界とする 2 つの町としました。

新町名案	面積	世帯概数
和泉中央南四丁目	0.229 k m <sup>2</sup>	900 世帯
和泉中央南五丁目	0.208 k m <sup>2</sup>	1,800 世帯
計	0.437 k m <sup>2</sup>	2,700 世帯

#### (2) 新町名案について (別紙 3 参照)

住居表示実施内容に関するアンケートを実施し、地域にお住まいの方の御意見を反映した新町名案となるよう検討しました。

今後の住居表示実施予定地区 (第三次地区から第六次地区) が和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、

①町名に「和泉中央」を用い、統一感をもたせること

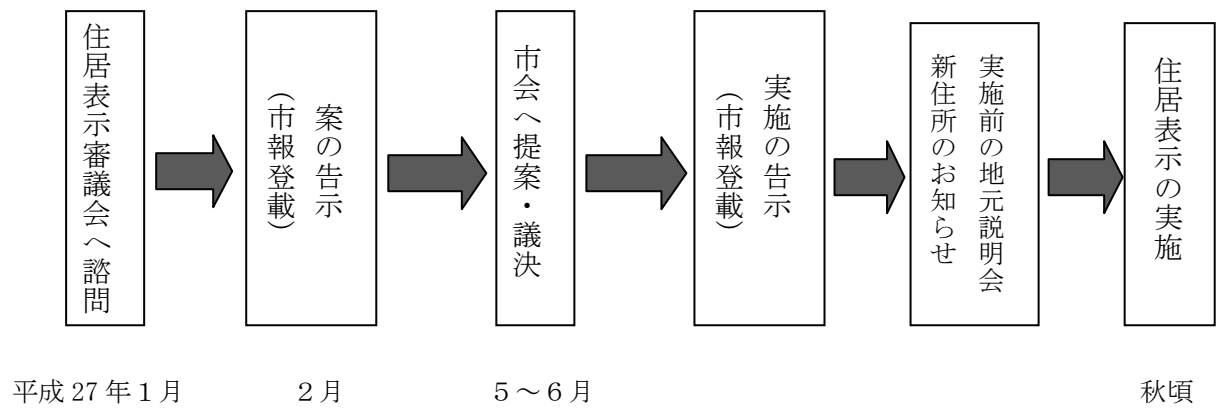
②幹線道路である長後街道で南北に区切ることが、簡明でわかりやすいという理由から長後街道南側の第三・四次地区の町名を和泉中央南としました。

また、「丁目」は横浜市住居表示整備要綱で横浜港 (大さん橋) に最も近い地点を丁目の起点とすることと定められているため、東側を起点にしました。

(3) これまでの検討経過について

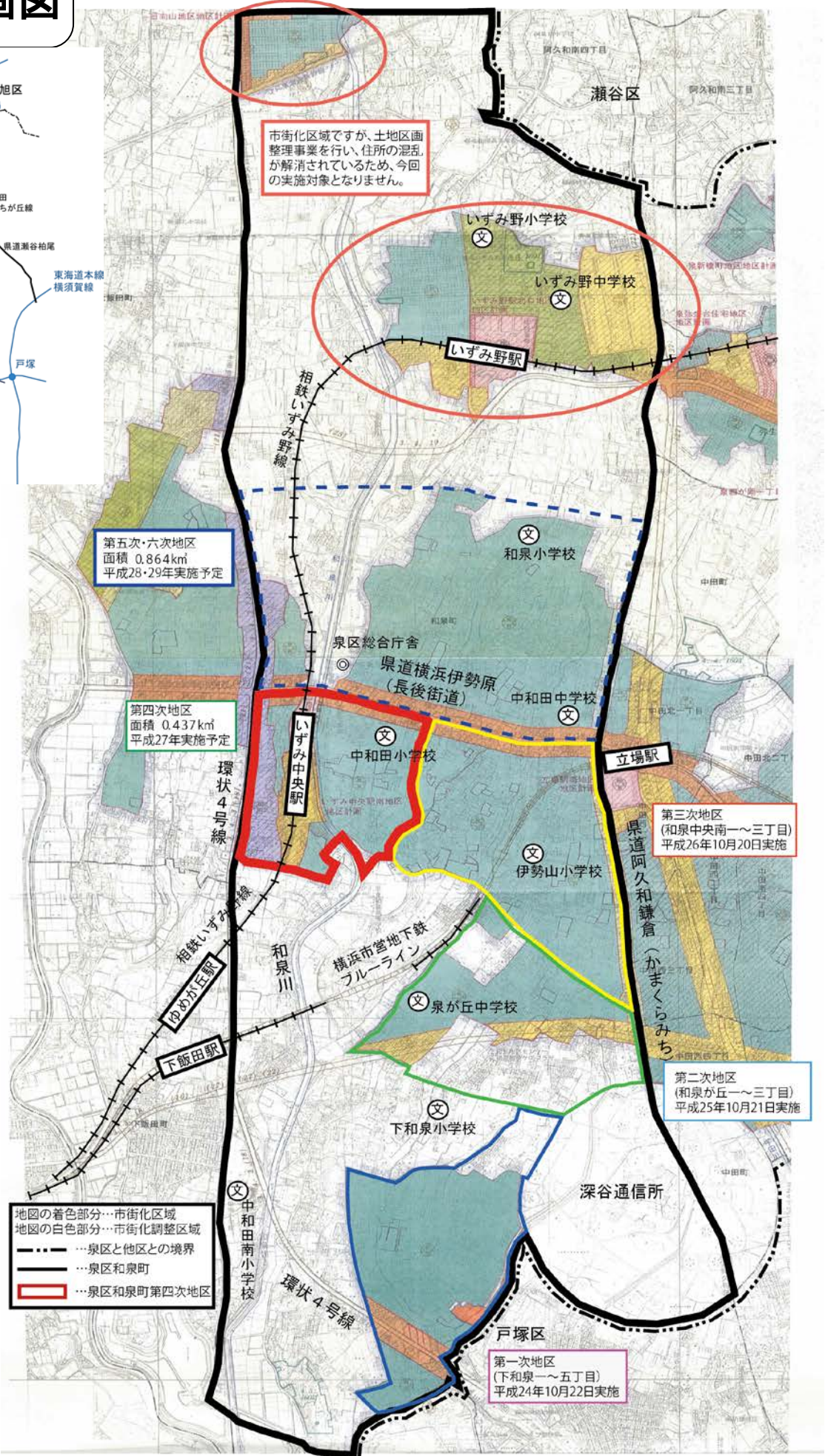
実施月	内容
平成 24 年9月	<b>第 13 回検討委員会</b> (第三・四次地区検討開始)
12 月	<b>第 14 回検討委員会</b> (第三次地区以降の実施区域検討)
平成 25 年2月	<b>第 15 回検討委員会</b> (第三次地区以降の町名・実施区域の検討)
3月	<b>第 16 回検討委員会</b> (第三次地区以降の町名・実施区域の検討)
4月	<b>和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付</b> (和泉町全戸配付) 【参考：別紙 4 住居表示検討状況周知チラシ】
5月	<b>現地調査</b> (第三次地区以降の実施区域及びその境界の調査)
5月	<b>第 17 回検討委員会</b> (現地調査を踏まえ、第三次地区以降の実施区域及びその境の検討)
6月	<b>第 18 回検討委員会</b> (住居表示実施内容に関するアンケートの実施内容について)
7~8月	<b>住居表示実施内容に関するアンケートの実施</b> (第三次地区から第六次地区を対象) 【参考：別紙 3 - 1 第三~六次地区新町名アンケート実施について 別紙 3 - 2 第三~六次地区新町名アンケート用紙】
9月	<b>第 19 回検討委員会</b> (アンケート結果報告、地元の説明する第四次地区の新町界・新町名案の決定)
12 月	<b>第 20 回検討委員会</b> (住居表示審議会に諮る第三次地区の新町界・新町名案の決定)
平成 26 年3月	<b>第 21 回検討委員会</b> (第四次地区の実施区域の検討)
5月	<b>現地調査</b> (第四次地区の実施区域及びその境界の調査)
5月	<b>第 22 回検討委員会</b> (現地調査を踏まえ、第四次地区の実施区域の検討)
7月	<b>第 23 回検討委員会</b> (現地調査を踏まえ、第四次地区の実施区域の検討)
9月	<b>第 24 回検討委員会</b> (地元の説明する第四次地区の新町界・新町名案の決定)
11 月	<b>地元説明会</b> (第四次地区内を対象、計 4 回開催) 【参考：別紙 5 - 1 第四次地区地元説明会実施について 別紙 5 - 2 第四次地区地元説明会周知チラシ】
12 月	<b>第 25 回検討委員会</b> (住居表示審議会に諮る第四次地区の新町界・新町名案の決定)

### 3 実施までの流れ（予定）





# 泉区和泉町 住居表示計画図



市街化区域ですが、土地区画  
整理事業を行い、住所の混乱  
が解消されているため、今回  
の実施対象となりません。

第五次・六次地区  
面積 0.864km<sup>2</sup>  
平成28・29年実施予定

第四次地区  
面積 0.437km<sup>2</sup>  
平成27年実施予定

第三次地区  
(和泉中央南一～三丁目)  
平成26年10月20日実施

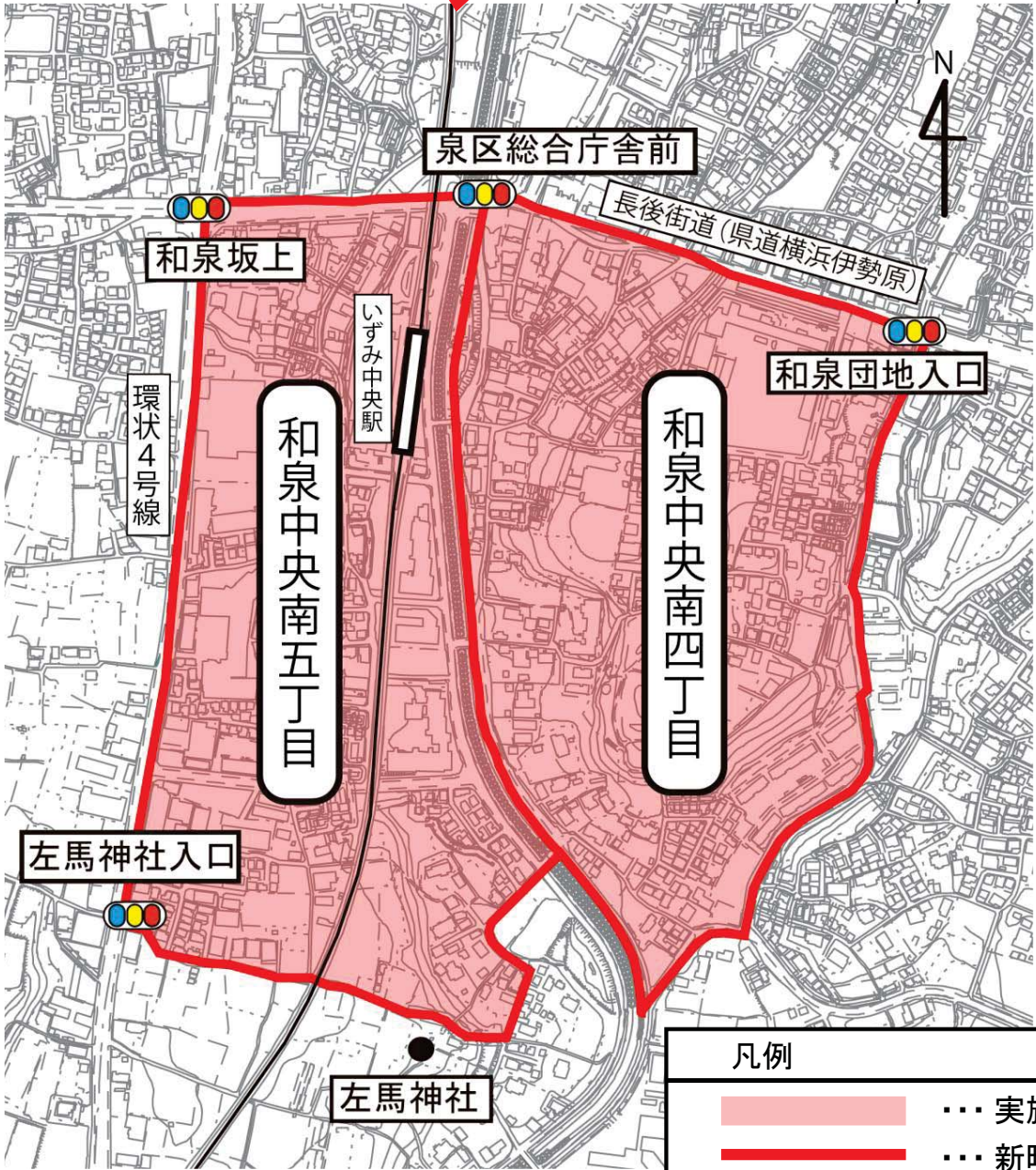
第二次地区  
(和泉が丘一～三丁目)  
平成25年10月21日実施

第一次地区  
(下和泉一～五丁目)  
平成24年10月22日実施

地図の着色部分…市街化区域  
地図の白色部分…市街化調整区域  
--- 泉区と他区との境界  
--- 泉区和泉町の境界  
--- 泉区和泉町第四次地区



泉区和泉町第四次地区  
新町名・新町界案



凡例	
	実施予定区域
	新町界案
	和泉中央南〇丁目
	新町名案



# 第三次地区から第六次地区までの新町名に係るアンケート実施について

## 1 アンケートの実施目的

泉区和泉町第三次地区から第六次地区までの新町名・実施区域について、地域にお住まいの方の御意見を反映するために実施しました。

## 2 町名候補について

住居表示検討委員会で、各地域から寄せられた名称の中から、「横浜市住居表示整備要綱」の町名設定基準と照らしつつ検討した結果、以下の町名・実施区域を候補とし、アンケートでお住まいの方の御意見をお伺いすることにしました。

※町名候補以外にふさわしい名称などがある場合は自由意見欄に御記入いただきました。



【案 1】第三次地区から第六次地区を 2 つに分ける案 和泉中央（南・北）

理由：幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明で分かりやすい。



【案 2】第三次地区から第六次地区を 4 つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）

理由：4 つの実施地区の規模がそれぞれ下和泉地区（第一次地区）及び和泉が丘地区（第二次地区）と同様となる。

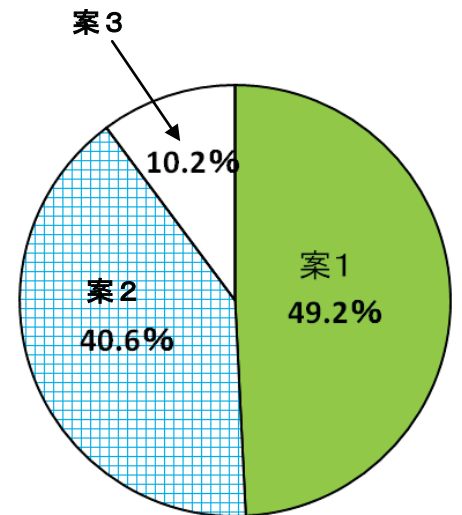


### 3 アンケートの実施について

- ・町名アンケート実施期間…平成 25 年 7 月 30 日～平成 25 年 8 月 30 日
- ・回答率…31.8% (配付数 : 9,189 枚、返送数 2,920 枚)

#### 【集計結果】

【案1】 第三次地区から第六次地区を 2つにわけ案 和泉中央(南・北)	1,437
【案2】 第三次地区から第六次地区を 4つにわけ案 和泉中央(東・西・南・北)	1,185.5
【案3】 自由意見	297.5
計	2,920



※案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

#### 【参考】自由意見で寄せられた主な町名案

いずみ中央○…55票、和泉○…37票  
和泉町○…25票

# 泉区和泉町住居表示

## 第三次地区から第六次地区の 実施内容に関するアンケート

泉区和泉町住居表示検討委員会

泉区和泉町では、住居表示の実施（住所の変更）に向けた検討を進めています。皆様がお住まいの地域（裏面参照）は和泉町の中央に位置していることなど地域の特性を考慮して、町名に「和泉中央」を用いて一体的に住居表示の実施について検討していくことを考えています。そこで、皆様のご意見をお伺いし、検討を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

### 【町名について】

町名は「横浜市住居表示整備要綱」により、「歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの」とし、「全市を通じて同一町名、類似町名は避ける」こととしています。

泉区和泉町住居表示検討委員会では、第三次地区から第六次地区の地域は、和泉町の中央に位置していることなど地域の特性を考慮して、町名に「和泉中央」を用い、地域の分け方によって方位で表すことで統一感を持たせることが望ましいという意見にまとまりました。

**第三次地区から第六次地区の実施内容として、ふさわしいと考えるものをご記入ください。**

**1（案1） 泉区 和泉中央（南・北）〇丁目とする、第三次地区から第六次地区を2つに分ける案に賛成します。**

（候補とする理由：幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。）

**2（案2） 泉区 和泉中央（東・西・南・北）〇丁目とする、第三次地区から第六次地区を4つに分ける案に賛成します。**

（候補とする理由：4つの実施地区の規模がそれぞれ下和泉地区（昨年度実施）及び和泉が丘地区（今年度実施予定）と同様となる。）

**3 案1、案2以外の実施内容、町名や実施地区について、ご意見等があればご自由に記入してください。**

記入いただいた返信ハガキを点線で切り取り、郵便ポストに投函してください。  
（切手は不要です。）

締切り 平成25年8月30日（金）必着







この返信ハガキを点線で切り取り、回答を記入の上、郵便ポストに投函してください。  
切手は不要です。(平成二五年八月三〇日(金)必着)

郵便はがき

231-8790

017

料金受取人払郵便

横浜港局承認

8206

差出有効期限  
平成25年9月  
30日まで

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市民局

窓口サービス課住居表示担当 行



### 【泉区和泉町の住居表示の検討について】

○住居表示では、まず、道路や河川などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します。新しい町の中は、道路や河川などを境にした街区に分けて、「街区番号」をつけます。次に、街区内の建物に一定のルールで「住居番号」をつけます。住居表示による新しい住所は、「街区番号」と「住居番号」で表します。

【現在の住所】 横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地○○

【住居表示後の住所】 横浜市 泉区 (新しい町名) ○丁目 ○番 ○号  
(街区番号) (住居番号)

○皆様のお住まいの地域には、同番地が多い、隣近所で番地が大きく違うなど、住所が混乱しているところがあります。そこで、住居表示を実施して住所を分かりやすくしようと、平成22年10月に「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。現在、地域の代表者など18人の委員で、住居表示の実施により新設する町の境界や町名について検討しています。

○このアンケートは、「泉区和泉町第三次地区から第六次地区」内にお住まいの方及び事業所にお配りしています。

○第三次地区から第六次地区の住居表示を円滑に実施するために、3000世帯を目安に4回(4年)に分けて実施します。

### 【アンケート結果の取扱いについて】

○本アンケートは、泉区和泉町第三次地区から第六次地区の住居表示検討に際して、実施内容に関するお住まいの方等の意向を把握し、泉区和泉町住居表示検討委員会における検討の資料とすることを目的とします。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で実施内容についての最終案を決定します。

○アンケートの回答は、このチラシ内の返信ハガキのみを有効とします。

○検討委員会の検討内容やアンケートの結果は、横浜市ホームページに掲載するほか、チラシの配付によりお知らせする予定です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/jyukyo/>

○アンケートに書かれた個々のご意見やご要望について回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】 泉区和泉町住居表示検討委員会  
(事務局) 横浜市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295  
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp



# 泉区和泉町 住居表示の今後の検討について

平成 22 年 10 月から検討を進めている泉区和泉町の「住居表示」について、平成 24 年 10 月に第一次地区が新しい住所（下和泉一丁目から五丁目）に変更となりました。

また、平成 25 年秋に住所の変更を予定している第二次地区について、新しい町区域と町名の案（和泉が丘一丁目から三丁目）がまとまりました。

現在、泉区和泉町住居表示検討委員会では、第三次地区から第六次地区について、検討を進めています。

今後、平成 25 年夏頃に、第三次地区から第六次地区にお住まいの方へ、町名等に関するご意見をお伺いするため、アンケートを実施する予定です。

## 【住居表示によりお使いのご住所が変更となります】

住居表示とは、住所が分かりにくくなっている市街化区域において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により住所を分かりやすくすることです。住居表示を実施する区域は、適切な面積の新しい町にします。

## 【住所の変更例】

現在（地番表示） 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○

実施後（住居表示） 泉区 ○○（○丁目）○○番 ○○号

## 【泉区和泉町住居表示検討委員会について】

泉区和泉町住居表示検討委員会では、平成22年10月から地域の代表者など18人で、住居表示の実施に伴う新しい町の境界や町名等について検討しています。

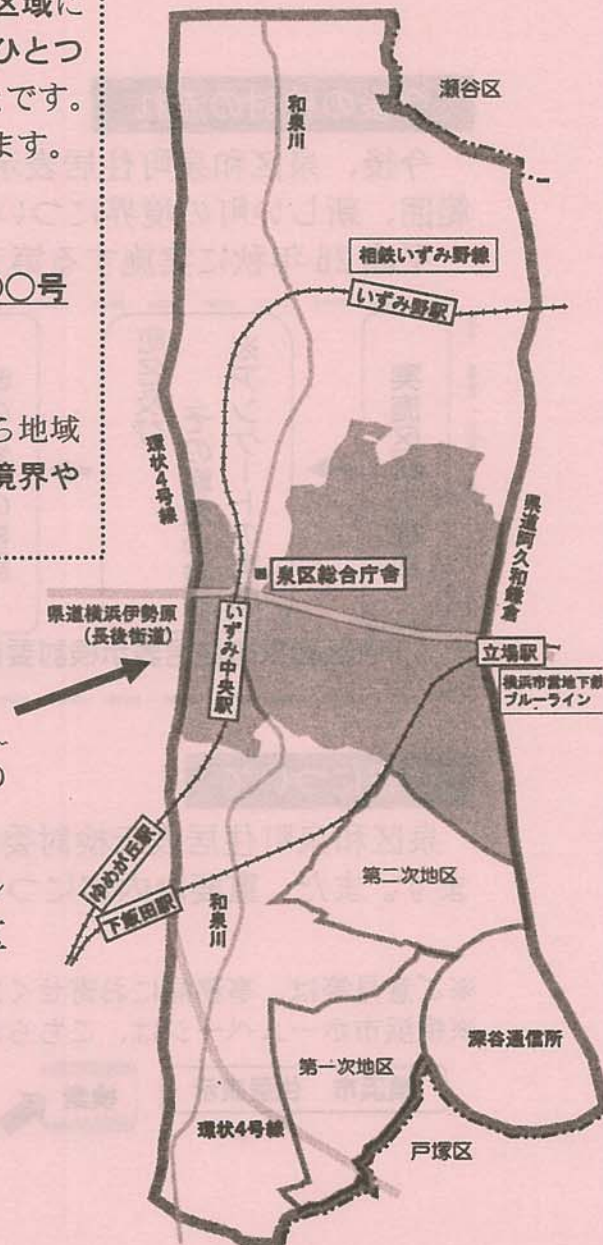
## 第三次地区から第六次地区について

右図で着色した県道横浜伊勢原（長後街道）を挟んで南北に位置する部分が、今後、検討の中心となる市街化区域です。

この部分を、第三次地区から第六次地区として、平成 26 年から 29 年までに、1 年に 1 地区ずつ住居表示を実施する予定です。

平成 26 年	第三次地区	実施予定
平成 27 年	第四次地区	実施予定
平成 28 年	第五次地区	実施予定
平成 29 年	第六次地区	実施予定

泉区和泉町 実施検討地区図





## 町名及びその範囲に関するアンケートの実施について

第三次地区から第六次地区までは、**県道横浜伊勢原（長後街道）**の南北一帯に広がるため、方位等を用い、関連する町名とすることを視野に入れ、現在、検討を進めています。

今後、第三次地区から第六次地区について、町名及びその範囲をどのようにするか、アンケートを実施し、ご意見をお伺いする予定です。

アンケートは、**平成 25 年夏頃**に、第三次地区から第六次地区にお住まいの方へ、お配りする予定ですので、回答にご協力くださいますようお願いいたします。

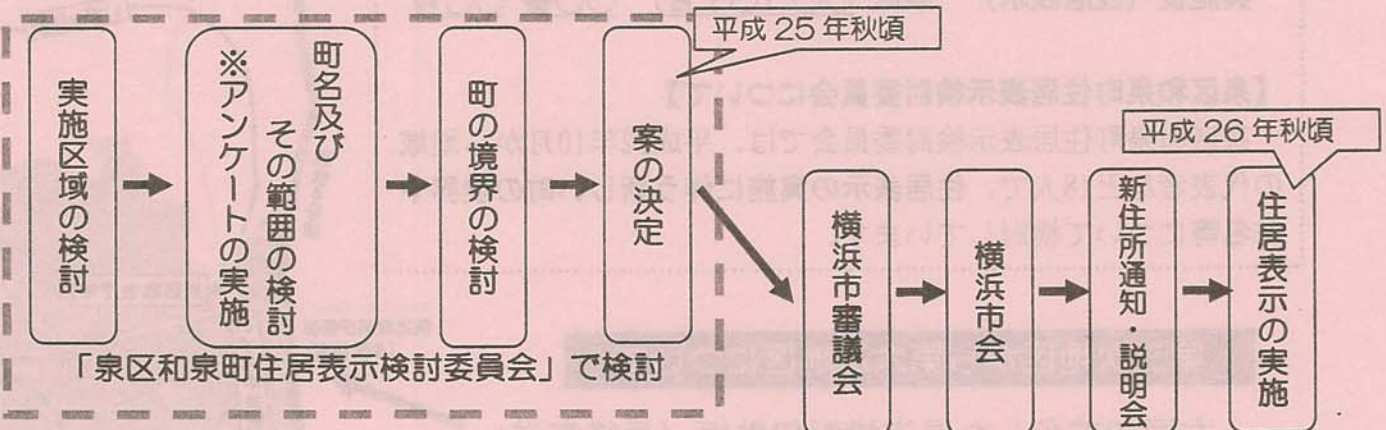


第三次地区から第六次地区 拡大図

## 今後の検討の流れ

今後、泉区和泉町住居表示検討委員会で、実施する区域や、町名及びその範囲、新しい町の境界について検討します。

平成 26 年秋に実施する第三次地区の案は、平成 25 年秋頃にまとめます。



## 広報について

泉区和泉町住居表示検討委員会の検討内容は、横浜市ホームページに掲載します。また、重要な内容については、お住まいの方にチラシをお配りします。

※ご意見等は、事務局にお寄せください。

※横浜市ホームページは、こちらから

横浜市 住居表示

検索

**【問合せ】** (泉区和泉町住居表示検討委員会事務局)  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
TEL 045 (671) 2310 FAX 045 (664) 5295  
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp



## 和泉町第四次地区住居表示実施に係る地元説明会の開催について

### 1 実施案に関する地元説明会について

平成 26 年 11 月に、和泉町第四次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

開催日時		開催場所	来場者数
平成 26 年 11 月 8 日 (土)	10 時～11 時 30 分	中和田小学校	103 名
平成 26 年 11 月 11 日 (火)	19 時～20 時 30 分	泉区役所	35 名
平成 26 年 11 月 24 日 (月・祝)	10 時～11 時 30 分	中和田小学校	69 名
平成 26 年 11 月 26 日 (土)	19 時～20 時 30 分	泉区役所	16 名
計			223 名

### 2 説明内容

#### (1) 住居表示制度について

住居表示の趣旨や、新住所の設定方法

#### (2) 新町界・新町名案について

検討委員会での検討経過や新町名案の決定理由等

#### (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

手続が必要な主なもの、手続が不要なもの

### 3 手続に関する地元説明会について

住居表示実施前に、住居表示実施に伴う住所等変更手続に関する地元説明会を開催する予定です。

【参考】平成 26 年度実施地区（泉区和泉町第三次地区）実績

開催日時		開催場所	来場者数
平成 26 年 10 月 5 日 (日)	10 時～11 時 30 分	伊勢山小学校	235 名
平成 26 年 10 月 7 日 (火)	19 時～20 時 30 分	泉公会堂	29 名
平成 26 年 10 月 9 日 (木)	14 時～15 時 30 分	泉区役所	79 名
平成 26 年 10 月 13 日 (月・祝)	10 時～11 時 30 分	中和田中学校	71 名
計			414 名

## 泉区和泉町第四次地区の住居表示について 地元説明会を開催します

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第四次地区の住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第四次地区の住居表示についてご説明いたしますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。(各回の内容は同じです。)

### ■内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

① [日時] 平成26年11月8日(土) 10時から  
[会場] 中和田小学校 ※定員300名  
(住所) 泉区和泉町3721番地  
※上履き持参でお越しください

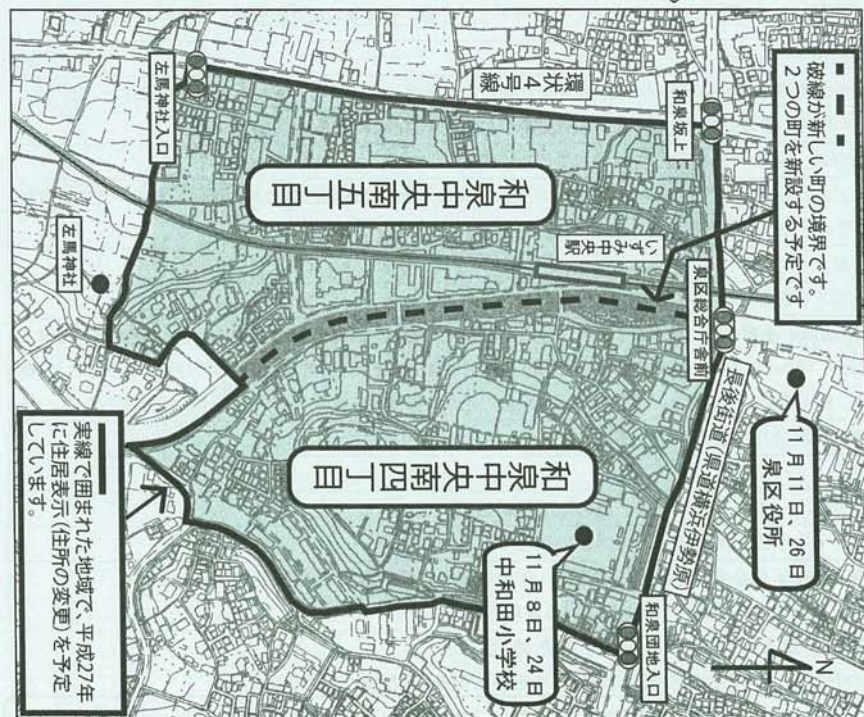
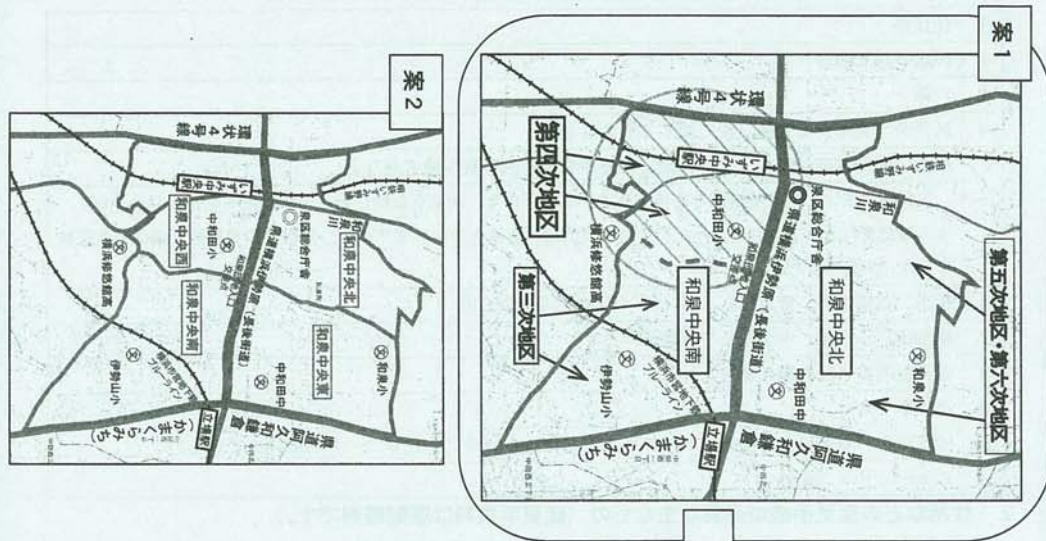
② [日時] 平成26年11月11日(火) 19時から  
[会場] 泉区役所 ※定員120名  
(住所) 泉区和泉町4636番地2

③ [日時] 平成26年11月24日(月・祝) 10時から  
[会場] 中和田小学校 ※定員300名  
(住所) 泉区和泉町3721番地  
※上履き持参でお越しください

④ [日時] 平成26年11月26日(水) 19時から  
[会場] 泉区役所 ※定員120名  
(住所) 泉区和泉町4636番地2

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の回にご参加ください。
- ※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。
- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295  
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp



泉区和泉町住居表示第四次地区 新町界・新町名案  
(地元説明会 会場案内図)

破線が新しい町の境界です。  
2つの町を新設する予定です。

実線で囲まれた地域で、平成27年に住居表示(住所の変更)を予定しています。



## 第四次地区の住居表示について

### 1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多く、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている場合に、規則的につけた「街区番号」及び「住居番号」により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、平成27年の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地○

実施後：横浜市 泉区 和泉中央南○丁目 ○○番 ○号  
新町名 街区番号 住居番号

### 2 新町名案について

平成25年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、案1でお示した『和泉中央南』を採用し、「和泉中央南四～五丁目」を新町名案としました。

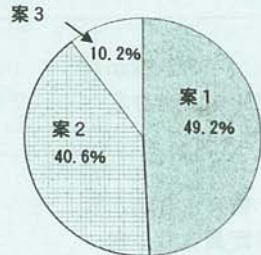
新町名案選択理由：第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。

幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

実施期間：平成25年7月30日(火)～平成25年8月30日(金)

回答率：31.8% (配付数9,189枚、回収数2,920枚)

《アンケート結果》 アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。



【案1】 第四次地区から第六次地区を2つに分ける案 和泉中央(南・北)	1,437
【案2】 第四次地区から第六次地区を4つに分ける案 和泉中央(東・西・南・北)	1,185.5
【案3】 自由意見	297.5
計	2,920

※ 案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

### 3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「通知書」でお知らせします。

### 4 皆様の住所の変更手続きについて

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法の規定により皆様に手続きをお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

### 5 郵便について

(1) 住居表示実施後は郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後少なくとも1年間は宛先が旧住所(現在の住所)のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

## 住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

### 1 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで、住所などの変更手続きを行いますので、手続きは不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍
4	区役所で管理する公簿(税に関するものなど)
5	横浜市国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など 旧住所のままでも医療機関で使用することができます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用いただいている場合は、書換えを行いますので、住居表示実施後に泉区役所保険年金課にお持ちください。
6	水道、東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)、NHK
7	横浜市立小学校、中学校及び保育園
8	電子証明書(公的個人認証)
9	パスポート
10	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出ている方
11	125cc以下の二輪車

### 2 住所などの変更手続きが必要な主なもの(変更手数料は原則無料です。)

次に挙げるものは法律の規定上、ご自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」(住所変更手続用)や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」(本籍変更手続用)をご利用ください。

また、「通知書」が不足した場合などは、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産登記簿 登記簿の表題部(不動産の所在)は、法務局が新町名に変更しますので、手続きは必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方 自動車、250ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証の「使用者・所有者の住所」、軽四輪自動車、125ccを超え250cc以下の二輪車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「使用者・所有者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更が必要です。通常の場合、車検・売却の際に届け出をいただければ結構です。
5	金融機関、保険会社などの取引・契約
6	携帯電話
7	住民基本台帳カード(写真付きカードのみ手続きが必要)
8	横浜市立小・中学校、保育園以外の学校に通っている方の住所
9	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出していない方 国民年金、厚生年金を受給されていない60歳以上の方

### 3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続きについては、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。